

## ケータイ社労士 2019 補追 労働編

---

・ P 1 1 労働基準法 5 課 3 問目 参照先

× (4)

○ (3) (4)

・ P 2 2 労働基準法 1 1 課 (5)

× 上記 (3) の場合

○ 上記 (4) の場合

・ P 3 8 労働基準法 1 9 課 (7)

× **ロックアウト**は、は、

○ **ロックアウト**は、

**【法改正】** (参照: [「時間外労働の上限規制 わかりやすい解説」](#))

P 5 2 労働基準法 2 6 課 **2** (4)

①～⑤を下記①～⑤に訂正

① 労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる場合

② 労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる**労働者の範囲**

③ **対象期間** (1 年間に限る)、(1 年の) **起算日** 及び **有効期間**

④ 対象期間における **1 日**、**1 か月** 及び **1 年** について、労働時間を**延長**して労働させることができる時間又は労働させることができる**休日**

⑤ 時間外労働 + 休日労働の合計がつき **1 0 0** 時間未満、及び 2 ~ 6 か月平均 **8 0** 時間以内を満たすこと

**【法改正】** (参照: [「時間外労働の上限規制 わかりやすい解説」](#))

P 5 4 労働基準法 2 7 課 **4** (5)

①、②、③、⑤、⑥を削除。

\* 限度時間は、**1 か月** につき **4 5** 時間と **1 年** につき **3 6 0** 時間のみ。

・ P 7 0 労働基準法 3 5 課 (3) ①

× 週所定労働時間

○ 週所定労働日数

・ P 8 1 労働安全衛生法 3 課 5 問目

× 選任

○ 専任

・ P 1 3 4 労働者災害補償保険法 1 6 課 ( 1 ) ②

× 休業給付

○ 休業補償給付

・ P 1 4 2 労働者災害補償保険法 2 0 課 1

× 障害保障年金差額一時金

○ 障害補償年金差額一時金

同課 ( 1 )

× 障害保障年金差額一時金

○ 障害補償年金差額一時金

同課 ( 1 ) 日数の記載について

2 級から 6 級までを黒太字、7 級の 5 6 0 を赤字に

同課 ( 2 )

× 障害保障年金差額一時金

○ 障害補償年金差額一時金

・ P 1 4 3 労働者災害補償保険法 2 0 課

2 問目

× 障害保障年金差額一時金

○ 障害補償年金差額一時金

3 問目

× 障害保障年金差額一時金

○ 障害補償年金差額一時金

× ( 4 )

○ ( 1 )

・ P 1 8 8 雇用保険法 7 課 ( 2 )

× いずれか

○ いずれも

同課 ( 4 )

× 失業給付

○ 失業等給付

・ P 2 8 6 労働保険徴収法 1 9 課 ( 4 ) ①

× 労働保険料

○ 労働保険率